

長崎県健康づくり優良事例表彰（ながさきヘルシーアワード）実施要領

第1 趣旨

この要領は、健康長寿日本一に向けて、健康ながさき21（第3次）及び健康長寿日本一長崎県民会議の理念に沿って、健康づくりのための先進的な活動や独自の工夫により、成果を上げている企業・団体、教育機関、自治体を表彰することにより、県民運動の更なる展開を図ることを目的とする。

第2 実施主体

表彰は、知事が賞状を授与して行うものとする。

第3 表彰の部門及び対象者

（1）実践部門

- ・過去に実践部門で「ながさきヘルシーアワード」の受賞歴がなく、歩こーで！（ながさき健康づくりアプリ）の企業登録を行っており、①～③のいずれかに該当する企業・団体、教育機関
- ①長崎県健康経営推進企業（協会けんぽ長崎支部・長崎県 認定）
- ②健康経営推進事業所（長崎県 認定）
- ③①～②の認定を受けていない企業・団体、教育機関については、以下の項目全てに取り組んでいること
- ・構成員の健診受診率向上の取組を実施していること
- ・構成員の野菜摂取量の増加、減塩など食生活改善に向けた取組を実施していること
- ・構成員の歩数の増加など運動習慣定着に向けた取組を実施していること
- ・構成員の禁煙支援など喫煙率の減少に向けた取組を実施していること
- ・上記のほか、構成員の健康づくりを推進するための取組を実施していること

（2）応援部門

- ・過去に応援部門で「ながさきヘルシーアワード」の受賞歴がなく、歩こーで！（ながさき健康づくりアプリ）の企業登録を行っており、①～④のいずれかに該当する企業・団体、教育機関
 - ①地域住民など構成員以外に向けた健診受診率向上の取組を実施していること
 - ②地域住民など構成員以外に向けた野菜摂取量の増加、減塩など食生活改善に向けた取組を実施していること
 - ③地域住民など構成員以外に向けた構成員の歩数の増加など運動習慣定着に向けた取組を実施していること
 - ④上記のほか、地域住民など構成員以外の健康づくりを推進するための取組を実施していること
- なお、長崎健康革命サポーター登録申請を行っていない企業・団体は、応援部門への応募をもって、長崎健康革命サポーター登録申請を行ったものとみなす。（法人格を有しない団体についてはこの限りではない。）

（3）継続部門

- ・歩こーで！（ながさき健康づくりアプリ）の企業登録を行っており、①②の全てに該当する企業・団体、教育機関
- ①過去に実践部門、応援部門のいずれかで受賞歴があること
- ②受賞した際と同様の取組を引き続き実施していること、もしくはそれ以上の取組を実施していること

なお、継続部門において通算5回の表彰を受けた企業・団体、教育機関は、「ながさきヘルシーアワード殿堂入り企業（団体・教育機関）」とする。

(4) 自治体部門

・県内21市町

受賞市町の選考基準は、別に定める長崎県版健康寿命の評価指標に係る要領による。

①ヘルシータウン賞

「長崎県版健康寿命の評価指標」に基づき、県内21市町を12の指標ごとに順位付けを行い算出した順位スコア（例：1位は21pt、21位は1pt）の合計値（総得点）が最も高い自治体

②ヘルシーカイゼン賞

県内21市町を12の指標ごとに順位付けを行い算出した順位スコア（例：1位は21pt、21位は1pt）の合計値（総得点）を前年度と比較し、最も改善率が高い自治体

第4 応募要件

次の各号のいずれにも該当する企業・団体、教育機関、自治体であること。

(1) 長崎県内に所在していること

(2) 過去5年間に、重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けたことがないこと

(3) 以下の①～⑤のいずれにも該当しないこと

①暴力団員等、又はこれらと密接な関係を有すること

②国税、地方税、社会保険料、労働保険料を滞納していること

③労働安全衛生法、健康増進法の規定に違反していること

④地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていること

⑤長崎県から指名停止措置を受けていること

第5 応募方法

自治体部門については長崎県版健康寿命の評価指標の算出対象となる県内21市町を対象とし、指標の算出をもって、応募したものとみなす。

第6 審査

受賞候補者の選定は、別に定める選定委員会において行うものとし、知事は、選定委員会の選定結果を踏まえ、実践部門、応援部門の2部門で4団体程度の表彰を行うものとする。継続部門については、表彰団体数の基準は設けないものとする。自治体部門については、別に定める長崎県版健康寿命の評価指標に係る要領に基づき選定した自治体を表彰する（※ただし同率の自治体が複数ある場合は全て入賞とする。）

第7 賞状等の贈呈の時期及び場所

賞状等の贈呈の時期及び場所については、毎年開催する健康長寿日本一長崎県民会議総会の日及び場所で行う。ただし、特別の理由があるときは、この限りではない。

第8 受賞者の業績の普及

県は受賞者の業績の内容を報道関係機関や印刷物等を通じて広く県下に紹介する。

第 9 提出書類

実践部門・応援部門・継続部門の3部門の応募者が提出する申込書及び添付書類は次のとおりとし、申込書の内容及び資料は、当表彰制度の広報等に使用するとともに、提出書類は原則として返却しない。

- ① 長崎県健康づくり優良事例表彰（ながさきヘルシーアワード）応募申込書（第1号様式）
- ② 企業・団体、教育機関の定款又はこれに準ずる規則等
- ③ 取組の内容がわかる資料（取組結果や写真等）

なお、自治体部門については長崎県版健康寿命の評価指標にて選定するため、自治体からの提出書類は不要。

第 10 事務局

本表彰の事務は、福祉保健部国保・健康増進課が行う。

第 11 補則

この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

- 附則 この要領は、令和元年7月22日から施行する。
- 附則 この要領は、令和3年5月17日から施行する。
- 附則 この要領は、令和4年5月30日から施行する。
- 附則 この要領は、令和5年5月29日から施行する。
- 附則 この要領は、令和6年6月27日から施行する。
- 附則 この要領は、令和7年6月20日から施行する。